

# 中華人民共和國

## 外商投資企業及び外国企業所得税法

中華人民共和國主席令[1991]第 45 号、1991 年 4 月 9 日第 7 期全國人民代表大會第 4 回會議  
で可決、1991 年 4 月 9 日公布、1991 年 7 月 1 日施行

第 1 条 中華人民共和國国内の外商投資企業の生産、経営所得及びその他の所得は、本法  
の定めにより所得税を納付する。中華人民共和國国内における、外国企業の生産、経営所  
得及びその他の所得は、本法の定めにより所得税を納付する。

第 2 条 本法でいう外商投資企業とは、中国国内に設立された中外合弁企業、中外合作經  
営企業及び全額外資企業を指す。本法でいう外国企業とは、中国国内に機構、場所を設立  
し、生産、経営に従事するもの、及び機構、場所は設立していないが中国国内を源泉とす  
る所得のある外国の会社、企業、その他の経済組織を指す。

第 3 条 外商投資企業の本部が中国国内に置かれているときは、中国国内及び国外を源泉  
とする所得について所得税を納付する。外国企業は、中国国内を源泉とする所得について  
所得税を納付する。

第 4 条 外商投資企業及び外国企業が中国国内に設立した生産、経営に従事する機構、場  
所の一納税年度の収入総額から、原価、費用及び損失を控除した後の金額を、課税所得額  
とする。

第 5 条 外商投資企業の企業所得税、及び外国企業が中国国内に設立した生産、経営に従  
事する機構、場所の所得につき納付すべき企業所得税は、課税所得額によって計算し、税  
率は 30%とする。地方所得税は、課税所得額によって計算し、税率は 3%とする。

第 6 条 国は産業政策に基づき、外商投資の方向を誘導し、先進の技術、設備を採用し、  
製品の全部または大部分を輸出する外商投資企業の設立を奨励する。

第 7 条 経済特区に設立された外商投資企業、経済特区に機構、場所を設立し生産、経営  
に従事する外国企業及び経済技術開発区に設立された生産型の外商投資企業は、税率を  
15%に軽減して企業所得税を徴収する。

沿海経済開放区及び経済特区、経済技術開発区が所在する都市の旧市街区に設立された生産型の外商投資企業は、税率を 24% に軽減して企業所得税を徴収する。沿海経済開放区及び経済特区、経済技術開発区が所在する都市の旧市街区または国務院が定めるその他の地区に設立された外商投資企業で、エネルギー、交通、港湾、埠頭または国が奨励するその他のプロジェクトに属するものは、企業所得税の税率を 15% に軽減することができ、具体的な弁法は国務院が定める。

第 8 条 生産型の外商投資企業で、経営期間が 10 年以上のものについては、利益を計上した年度から第 1 年度と第 2 年度は企業所得税を免除し、第 3 年度から第 5 年度までは企業所得税を半減する。但し、石油然ガス、レアメタル、貴金属等の資源採掘プロジェクトに属するものについては、国務院が別途規定する。外商投資企業の実際の経営期間が 10 年に満たないときは、すでに減免された企業所得税税額を追加納付しなければならない。

本法施行前に国務院が公布した規定で、エネルギー、交通、港湾、埠頭及びその他の重要な生産型プロジェクトに対して前項の定めよりも長期間の企業所得税減免の優遇措置を与えている場合、または非生産型の重要プロジェクトに対して、企業所得税減免の優遇措置を与えている場合は、本法施行後も引続き執行する。

農業、林業、牧畜業に従事する外商投資企業及び経済の未発達な辺境地区に設立する外商投資企業については、前二項の定めにより減免措置を受けられる期間の満了後、企業が申請し、国務院の税務主管部門の許可を受けたうえで、以後 10 年間は引き続き要納税額の 15% から 30% を軽減して企業所得税を徴収することができる。

本法施行後、前三項の企業所得税の減免の定めを変更する必要があるときは、国務院が全国人民代表大会常務委員会に決定を求める。

第 9 条 外商投資を奨励する業種、プロジェクトについて、省、自治区、直轄市の人民政府は、実際の状況に基づいて地方所得税の減免を決定することができる。

第 10 条 外商投資企業の外国側投資者が、企業から取得した利益を当該企業に直接再投資して登録資本を増額する場合、または資本として投資し他の外商投資企業を設立し、その経営期間が 5 年以上の場合は、投資者が申請し、税務機関の許可を受けたうえで、再投資部分につきすでに納付した所得税額の 40% を還付する。国務院に別途優遇規定があるときは、国務院の規定により処理する。再投資して 5 年に満たずに撤退するときは、還付された税額を返納しなければならない。

第 11 条 外商投資企業及び外国企業が中国国内に設立した生産、経営に従事する機構、場所に年度欠損が生じた場合は、翌納税年度の所得により補填することができる。翌納税年

度の所得では補填するに足りないときは、さらに次年度に年を逐って繰越して補填することができるが、最長5年を超えないものとする。

第12条 外商投資企業の中国国外を源泉とする所得につきすでに国外で納付した所得税額は、一括納税時にその要納税額から控除することを認める。ただし控除額はその国外所得につき本法の定めにより計算した場合の要納税額を超えないものとする。

第13条 外商投資企業または外国企業が中国国内に設立した生産、経営に従事する機構、場所と、その関連企業との間の業務取引は、独立企業間の業務取引に照らして代金、費用の受け払いをしなければならない。独立企業間の業務取引に準じて代金、費用の受け払いをせず、その納税すべき所得額を減少させた場合は、税務機関は合理的な調整をおこなう権限を有する。

第14条 外商投資企業及び外国企業が中国国内に設立した生産、経営に従事する機構、場所を設立、移転、合併、分割、終了及び登記主要事項を変更するときは、工商行政管理機関において登記または更、抹消登記をおこない、関連証明書類を添えて所在地の税務機関で税務登記または変更、抹消登記をおこなわなければならない。

第15条 企業所得税と地方所得税の納付にあたっては、年度ごとに計算し、四半期ごとに予納する。四半期終了後15日以内に予納し、年度終了後5カ月以内に清算納付し、過剰分は還付し過少分は追納する。

第16条 外商投資企業及び外国企業が中国国内に設立した生産、経営に従事する機構、場所は、所得税予納期限内に毎回所在地の税務機関に対して予納所得税申告書を提出し、年度終了後4カ月以内に年度所得税申告書と会計決算報告書を提出しなければならない。

第17条 外商投資企業及び外国企業が中国国内に設立した生産、経営に従事する機構、場所の財務、会計制度は、所在地の税務機関に提出し審査に備えなければならない。各種の会計記録は、遺漏なく正確であり、適法な証憑を記帳の根拠としていなければならない。

外商投資企業及び外国企業が中国国内に設立した生産、経営に従事する機構、場所の財務、会計処理方法が、国务院の租税関連規定に抵触する場合は、国务院の租税関連規定に基づいて計算し納税しなければならない。

第18条 外商投資企業が清算をおこなうときは、その正味資産額または残余財産から、企業未処分利益、各種基金及び清算費用を差し引いた残額の、払込済資本を超える部分を清算所得とし、本法の定めにより所得税を納付しなければならない。

第 19 条 外国企業が中国国内に機構、場所を設立していない場合に、中国国内を源泉とする利益、利息、賃貸料、特許権等使用料、その他の所得を取得したとき、または機構、場所を設立しているが上記の所得とその機構、場所とが実質的な関係がないときは、いずれも 20%の所得税を納付しなければならない。

前項の定めにより納付する所得税は、実際の受益者を納税義務者とし、支払者を源泉徴収義務者とする。税額は支払者が毎回支払う金額から控除して納付する。源泉徴収義務者は控除した税額につきその都度 5 日以内に国庫に納付し、所在地の税務機関に対して所得税源泉徴収報告書を提出しなければならない。

次の所得については、所得税を免除、軽減する。

(1) 外国側投資者が外商投資企業から取得した利益は、所得税を免除する。

(2) 国際金融機関が中国政府及び中国国家銀行に貸付をおこなったときの利子所得は、所得税を免除する。

(3) 外国銀行が優遇利率により中国国家銀行に貸付をおこなったときの利子所得は、所得税を免除する。

(4) 科学研究、エネルギー開発、交通事業の発展、農林牧畜業の生産及び重要な技術の開発のためにノウハウを提供し取得する特許権等使用料は、国务院の税務主管機関の許可を受けたうえで、税率を 10%に軽減して所得税を徴収することができ、そのうち先進技術であるものまたは条件を優遇しているものについては、所得税を免除することができる。

本条の定めのほか、利益、利子、賃貸料、特許権使用料及びその他の所得について、所得税減免の優遇措置を与える必要がある場合は、国务院が定める。

第 20 条 税務機関は、外商投資企業及び外国企業が中国国内に設立した生産、経営に従事する機構、場所の財務、会計、納税状況について検査する権限を有する。また源泉徴収義務者の税の源泉徴収状況について検査する権限を有する。検査を受ける事業所及び源泉徴収義務者は、事実どおり報告し、関連資料を提出しなければならない、拒絶または隠蔽することはできない。

税務機関が人員を派遣して検査をおこなう時は、証明書類を提示しなければならない、秘密保持の責任を負う。

第 21 条 本法により納付する所得税は、人民幣を計算単位とする。所得が外国通貨であるときは、国家外貨管理機関が公表する外国為替レートにより人民幣に換算して税額を納付しなければならない。

第 22 条 納税義務者が所定の期限どおりに税額を納付しないとき、または源泉徴収義務者が所定の期限どおりに税額を納付しないときは、税務機関は期限を定めて納付させるほか、税額を滞納した日から 1 日につき滞納税額の 1000 分の 2 の滞納金を加算徴収する。

第 23 条 所定の期限どおりに税務機関に対して税務登記、または変更、抹消登記をしないとき、所定の期限どおりに税務機関に対して所得税申告書、会計決算報告書または所得税源泉徴収報告書を提出しないとき、または当該事業所の財務、会計制度を税務機関の審査に備えて提出しないときは、税務機関は期限を定めて登記または提出を命じ、あわせて 5000 元以下の罰金を科すことができる。

税務機関が期限を定めて登記または提出を命じた後、期限を過ぎても税務機関に税務登記または変更登記をおこなわないとき、または依然として税務機関に対して所得税申告書、会計決算報告書もしくは所得税源泉徴収報告書を提出しないときは、税務機関が 10000 元以下の罰金を科す。情状が重いときは、刑法第 121 条の定めに基づいてその法定代表者及び直接責任者の刑事責任を追及する。

第 24 条 源泉徴収義務者が本法で定める源泉徴収義務を履行せず、源泉徴収すべき税額を源泉徴収しないときまたは少なく源泉徴収したときは、税務機関が期限を定めて源泉徴収すべき未徴収税額を追納させ、あわせて源泉徴収すべき未徴収税額の 1 倍以下の罰金を科すことができる。

源泉徴収義務者がすでに源泉徴収した税額を所定の期限どおりに国庫に納入しないときは、税務機関が期限を定めて納付を命じ、あわせて 5000 元以下の罰金を科すことができる。期限を過ぎても納付しないときは、税務機関が法により追徴し、あわせて 1 万元以下の罰金を科す。情状が重いときは、刑法第 121 条の定めに基づいてその法定代表者及び直接責任者の刑事責任を追及する。

第 25 条 隠蔽、欺瞞の手段により脱税した場合、または本法で定める期限どおりに税額を納付しない場合は、税務機関が納付を督促し、所定の期限内に依然として納付しないときは、税務機関がその要納税額を追徴し、あわせて追徴税額の 5 倍以下の罰金を科す。情状が重いときは、刑法第 121 条の定めに基づいてその法定代表者及び直接責任者の刑事責任を追及する。

第 26 条 外商投資企業、外国企業または源泉徴収義務者と税務機関との間で納税上の紛争が生じたときは、まず規定にしたがい納税しなければならず、その後に、税務機関が発行した納税証憑を受取った日から 60 日以内に、一級上の税務機関に対して不服申立てをすることができる。一級上の税務機関は、不服申立てを受取った日から 60 日以内に不服申立てに対する決定を出さなければならない。不服申立てに対する決定を不服とするときは、不

服申立てへの決定を受取った日から 15 日以内に、人民法院に対して訴訟を提起することができる。

当事者が税務機関の処罰決定を不服とするときは、処罰通知を受取った日から 15 日以内に、処罰決定をおこなった機関の一級上の税務機関に対して不服申立てをすることができる。その不服申立てに対する決定を不服とするときは、決定を受取った日から 15 日以内に、人民法院に対して訴訟を提起することができる。当事者は、処罰通知を受取った日から 15 日以内に、人民法院に訴訟を直接提起することもできる。当事者が期限をすぎても不服申立てまたは人民法院への訴訟提起をせず、処罰決定の履行もしないときは、処罰決定を出した機関は、人民法院に強制執行を申請することができる。

第 27 条 本法公布前にすでに設立された外商投資企業は、本法の定めにより、その所得税税率が本法施行以前より高くなる時、またはその享受する所得税減免の優遇措置が本法施行前より減少するときは、許可された経営期間内は本法施行前の法律及び国務院の関連規定により執行する。経営期間の定めがないときは、国務院が定める期間内は本法施行前の法律及び国務院の関連規定により執行する。

具体的な弁法は、国務院が定める。

第 28 条 中華人民共和国政府と外国政府が締結した租税に関する協定に、本法と異なる定めがあるときは、協定の定めにより処理する。

第 29 条 国務院は、本法に基づき実施細則を制定する。

第 30 条 本法は 1991 年 7 月 1 日から施行する。「中華人民共和国中外合弁企業所得税法」及び「中華人民共和国外国企業所得税法」は同時に廃止する。

---

注記：

本外商投資企業及び外国企業所得税法の中国内において法的効力を有する正式な文書は中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来ませんが、中国内において法的効力をもつ正式文書としては使えません。